

# 中間検査の対象建築物

ver. 220620

特定行政庁： 東大阪市

## 1. 対象となる期間

・ 東大阪市	期限なし
(東大阪市告示 第79号)	

## 2. 対象となる建築物

用途	構造	規模 ※1
住宅等 ※2	全て	A > 50㎡
上記以外	全て	地上階数 ≥ 3 または A > 300㎡

## 3. 指定特定工程

構造	規模 ※1	特定工程	
		基礎	建方等
木造	階数 ≥ 3	○	○
	A > 500㎡	○	○
	高さ > 13m 又は軒の高さ > 9m	○	○
	上記以外	×	○
上記以外の構造	階数 ≥ 2	○	○
	A > 200㎡	○	○
	上記以外	×	○
型式等 ※3	全て	×	○

## 4. 特定工程名

部位または構造	特定工程名
基礎	基礎の配筋工事
木造	屋根の小屋組の工事
RC造	2階の床及びこれを支持する梁(平屋については屋根及びこれを支持する梁)に鉄筋を配置する工事(配筋工事を現場施工しないものは、2階の床版及びこれを支持する梁(平屋については屋根の床版及びこれを支持する梁)の取付け工事)
鉄骨造	2階の床版の取付け工事(平屋については建方工事)
SRC造	「RC造」に倣う
その他の構造	屋根の工事
混構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早く施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合については、最も遅く施工する工事)
型式等 ※3	屋根の工事(「その他の構造」として取り扱う)

## 5. 注意事項

- ① ※1：確認申請部分の規模
- ② ※2：住宅(兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。)
- ③ ※3：建築基準法第68条の10第1項に規定する、「型式適合認定」を受けた建築物
- ④ 仮設建築物は「中間検査対象外」
- ⑤ 確認の申請に係る部分の工事が増築、改築又は移転であり、既存の部分を利用するため、上記に該当する特定工程の工事を行わない部分がある場合は、その部分については、この告示の規定は適用しない。
- ⑥ 基礎工事に関する特定工程において、一の建築確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。
- ⑦ 建て方工事に関する特定工程において、一の建築確認で検査対象となる建築物が2棟以上ある場合は、最も早く施工する棟の基礎の配筋工事を特定工程とし、基礎の工事を2以上の工区に区分して施工する場合は、最も早く施工する工区の基礎の配筋工事を特定工程とする。